

# 弘前市プレミアム付商品券「オール弘前プレミアム商品券」

## 取扱店舗マニュアル

### 1. プレミアム付き商品券の概要

|        |                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称     | オール弘前プレミアム商品券                                                                                               |
| 発行者    | 弘前商工会議所及び岩木山商工会                                                                                             |
| 発行総額   | 5,720,000 千円(うちプレミアム分 1,320,000 千円)                                                                         |
| 発行数    | 44 万冊                                                                                                       |
| 販売価格   | 1セット 13,000 円(商品券 1,000 円券×13枚綴り)<br>【商品券内訳】<br>①『全店共通券』7枚 ⇒全ての取扱店で利用可<br>②『地元応援券』6枚 ⇒弘前市内に本社(本店)がある取扱店で利用可 |
| プレミアム率 | 30%                                                                                                         |
| 購入対象者  | 弘前市民<br>(R8 年 4 月時点で、弘前市の住民基本台帳に登録されている方)                                                                   |
| 販売上限   | 1 人 3 セットまで                                                                                                 |
| 販売方法   | 「購入引換券」を購入対象者に送付。購入希望者は、販売場所にて「購入引換券」と引換に商品券を購入。                                                            |
| 販売場所   | 5 か所<br>(弘前市内の商業施設及び弘前商工会議所、岩木商工会)                                                                          |
| 販売期間   | 令和 8 年 7 月 25 日～8 月 2 日<br>(岩木商工会は 7 月 27 日～8 月 2 日)                                                        |
| 使用期限   | 令和 8 年 7 月 25 日～12 月 31 日                                                                                   |

## 2. 取扱店の店舗区分

「全店共通券」、「地元応援券」の2種類の商品券を発行するにあたり、取扱店を「すべての取扱店で使用できる」「弘前市内に本社(本店)がある店舗」の2つに区分します。

### ①「全店共通券」「地元応援券」の両方が使用可能店舗

弘前市内に本社(本店)がある店舗については、どちらの券も使用可能です。



### ②「全店共通券」のみ使用可能店舗

弘前市内に本社(本店)がない取扱店では、「地元応援券」はご利用いただけません。「全店共通券」(7枚)のみご利用いただけます。

## 3. 商品券の取扱い厳守事項

- ① 換金性の高い金券類(有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等)
- ② 商品・サービスなど代金の前払いをするもの  
※商品・サービスの提供期限がプレミアム商品券の利用期間内で、期間内に消費されるものであれば対象となり得ますので、事前にご相談ください。
- ③ たばこ・電子たばこ
- ④ 医療保険が適用される診療や介護保険のサービス
- ⑤ 事業活動に伴って行う仕入代金の支払い
- ⑥ 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、公共料金等)
- ⑦ 投資信託・株式・保険などの金融商品等との換金
- ⑧ 土地・建物の購入、家賃・地代などの不動産に係る支出
- ⑨ 風営法の規制対象となるキャバレー、クラブ、スナック、待合、麻雀店、パチンコ店などでの支払い
- ⑩ 特定の宗教・政治団体に関わるもの、または公序良俗に反するもの
- ⑪ 宅配便、デリバリーサービス代行事業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、参加店舗以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの

⑫ 上記以外で弘前商工会議所又は、岩木山商工会が適当と認めないもの

## 4. 販促ツールについて

申請登録が完了した取扱店には、商品券の取扱いに関するマニュアルやポスター、ステッカー等を後日お送りします。送付された販促ツールは、商品券の販売開始日までに設置をお願いします。

①全店共通券・地元応援券のどちらも使用できる店舗

【ポスター】

A3 サイズ



B2 短冊(257mm × 728mm)



【ステッカー】

A5 サイズ



②全店共通券のみ使用できる店舗

【ポスター】

A3 サイズ



B2 短冊(257mm × 728mm)



【ステッカー】

A5 サイズ



## 5. 商品券の換金

事務処理センターより後日取扱ツール(マニュアルや ID)を送付します。各事業所様において初期登録を行ってください。店頭で使用された商品券の「QRコード」をスマートフォンやタブレット等のカメラで読み取り、登録ボタンを押すと、売上データが自動集計され、後日、ご指定の口座へ自動的に振込が行われます。

## 6. 取扱店の責務等

取扱店は次の事項を遵守してください。

- (1)参加店であることが明確になるよう、販促ツール(ポスター等)を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2)商品券を受け取った時は、他店での再利用防止のため裏面の所定欄に取扱店名を記入(ゴム印可)し、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (3)利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか確認し、偽造された商品券と判別できる場合、商品券の受け取りを拒否すること。



22029999991382

国の重点支援地方交付金活用事業

利用期限  
令和8年 7月25日(土)～12月31日(木)

取扱店名欄

〇〇店

999999-13

発行：弘前商工会議所・岩木山商工会

お問合せ オール弘前プレミアム商品券事務処理センター TEL 0120-43-4187  
〒036-8354 青森県弘前市上野町18-1 (弘前商工会議所内3階) (受付時間：平日9:00～17:00)

〈オール弘前プレミアム商品券のご利用について〉

- 商品券を使用するとき、おつりは出ません。
- 有効期限を過ぎた場合は、無効となります。
- この商品券は、弘前市内の「取扱店舗」の表示があるお店等でのみ使用できます。
- 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責任を負いません。
- 購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、販売は出来ません。
- この商品券が使用できないもの
  - ①出資や集金の支払い(税金、協定手数料、公共料金等)
  - ②換金性の高い金券類(有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等)
  - ③たばこ・電子たばこ ④商品・サービスなど代金の前払いをするもの ※商品・サービスの提供期限がプレミアム商品券の利用期限内で、期限内に消費されるものであれば対象となりますので、事前にご確認ください。
  - ⑤投資信託・株式・保険などの金融商品等との換金 ⑥土地・建物の購入、家賃・地代などの不動産に係る支出 ⑦医療保険が適用される診療や介護療養のサービス ⑧賭博法の規制対象となるキャバレー、クラブ、スナック、待合、麻雀店、パチンコ店などの支払い ⑨特定の宗教・政治団体に贈るもの、または公益目的に供するもの ⑩電報料、デリバリーサービス代行事業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、参加店舗以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの ⑪事業活動に伴って行う仕入代金の支払い ⑫上記以外で弘前商工会議所又は、岩木山商工会が適当と認めないもの

▲HPIはこちら

- (4)商品券の交換、譲渡及び売買は行わないこと。
- (5)受け取った商品券は適切に保管・管理し、盗難、紛失、換金期限切れ等により生じた損失については、取扱店舗の責任及び負担とすること。
- (6)取引によって取得した紙商品券を再利用してはならない。
- (7)取扱事業所の自店換金を目的とした商品券の購入・取得をしてはならない。
- (8)紙商品券の使用に対し、釣り銭を出してはならない。
- (9)取扱事業所の登録事項に変更があった場合には、速やかにその旨を事務処理センターへ届け出なければならない。
- (10)その他本事業の目的に反することをしてはならない。

## 7. 取扱店舗の指定取消し

取扱店が以下のいずれかに該当する場合には、取扱店の指定を直ちに取消すとともに、発行者に損害を与えた場合には、その損害を発行者に対して弁償するものとします。

- (1)虚偽その他の不正な手段で取扱事業所登録申請があった場合
- (2)募集要領の遵守事項および責務に反する行為があった場合
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員および弘前市暴力団等排除措置要綱第2条第3号から第6号に規定する暴力団等であることが判明した場合

## 8. 辞退

商品券の取扱いを辞退しようとする取扱店は、事務処理センターに対して速やかに連絡のうえ、辞退届を提出してください。

## 9. お問い合わせ

フリーダイヤル 0120-43-4187 (月～金曜 9時～17時)  
オール弘前プレミアム商品券事務処理センター(弘前商工会議所会館 3階)  
〒036-8567 弘前市上鞆師町 18-1  
TEL 0172-40-4187 / FAX 0172-40-4265  
MAIL allh.tenpo@gmail.com